

障害福祉サービス事業所 設備基準

サービス		施設入所支援	共同生活援助	短期入所
基準項目				
厚生労働省基準	最低定員 (最低基準)	30人以上[他施設併設は10人以上]	4人以上(共同生活住居・サテライト型住居計) [1住居:2人以上10人以下(サテライト型住居は1住居:1人)]	—
	設備基準 必要設備	①居室(収納設備等を除き9.9㎡以上/1人、定員4人以下、地階への設置不可、収納・寝台設備・避難口・ブザー等) ②食堂 ③浴室 ④洗面設備 ⑤便所 ⑥相談室 ⑦多目的室 ⑧廊下幅(片1.5m以上、両1.8m以上) ※④⑤は居室のある階すべてに設置が必要	○入所施設又は病院の敷地外であること ○複数の共同生活住居を設ける場合、いずれの住居も主たる事業所から概ね30分以内で移動できる範囲にあること ①居室(個室で、収納設備等を除き7.43㎡以上/1人、収納設備等) ②居間又は食堂 ③台所、浴室、洗面設備、便所等の共有設備 ④利用者への配慮(住環境)	【併設型・空床利用型】 当該本体施設において必要な設備 【単独型】 ①居室(床面積8㎡以上/1人、定員4人以下、地階への設置不可、収納設備・避難口・寝台の設置)、 ②食堂 ③浴室 ④洗面設備 ⑤便所 ※④⑤は居室のある階すべてに設置が必要 【医療型】 医療法規定の病院として必要な設備
厚生労働省基準	サービス提供期間	—	—	—
	運営基準 その他	●現存施設には経過措置有り ●指定障害者支援施設では生活介護・自立訓練(機能訓練、生活訓練)・就労移行支援のうち1以上のサービスを行う	○外部サービス型については生活支援員の配置が不要 ○他の障害福祉サービス事業者など関係機関等との連携及び支援体制を確立	
県指定方針	面積			
	設備	静養室、更衣室 ※間仕切り等でプライバシー確保要 自動火災報知設備、火災通報装置、スプリンクラー設備の設置等 ※スプリンクラーの設置対象となるのは、障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設 ※消防設備の設置については、各消防機関の指導に基づくものとする	自動火災報知設備、火災通報装置、スプリンクラー設備の設置等 ※スプリンクラーの設置対象となるのは、障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設 ※消防設備の設置については、各消防機関の指導に基づくものとする	自動火災報知設備、火災通報装置、スプリンクラー設備の設置等 ※スプリンクラーの設置対象となるのは、障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設 ※消防設備の設置については、各消防機関の指導に基づくものとする